

30 放 第 935 号
平成30年10月23日

内閣総理大臣 殿

福島県西白河郡西郷村長 高橋 廣志



道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価について

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第11の3の規定に基づき、別添のとおり実績に関する評価を報告します。

(別添)

※市町村用

【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価様式】

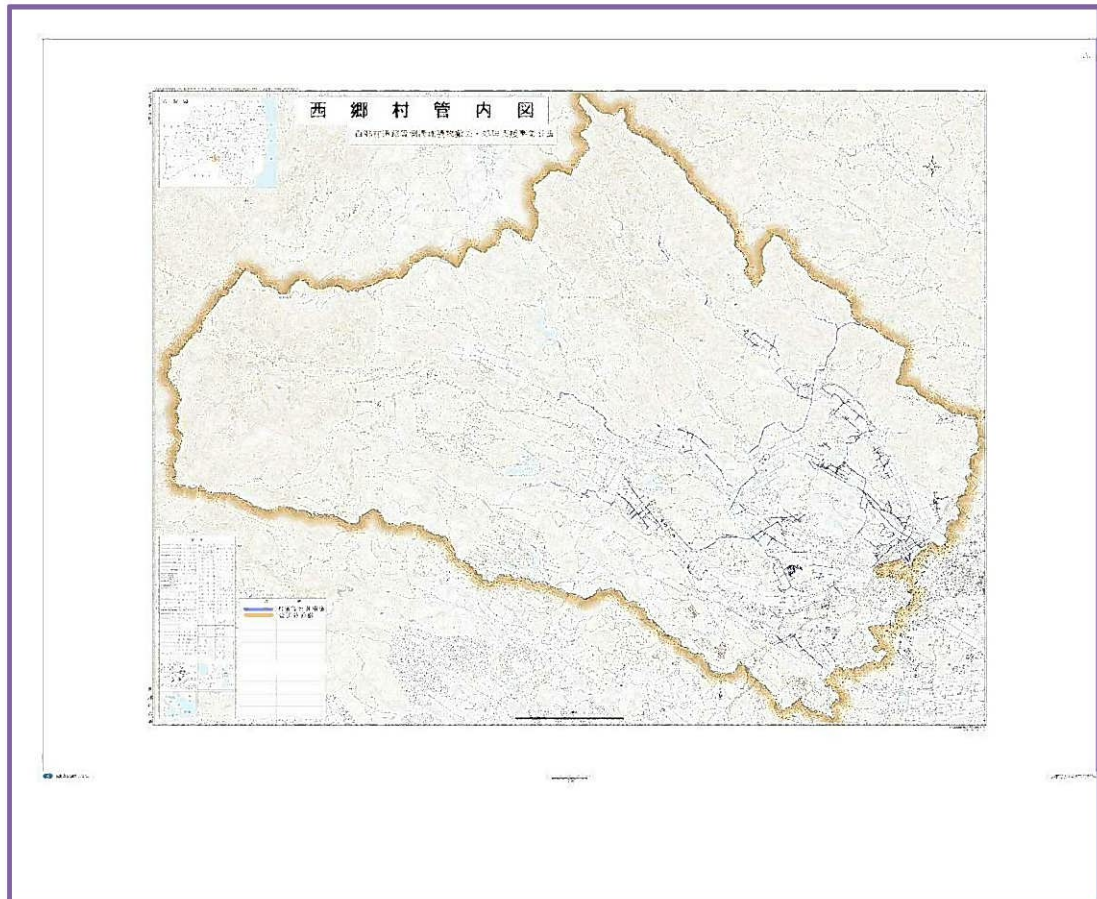
【計画名称】	西郷村 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画														
【計画策定主体】	西郷村														
【事業番号】	A-1-1, ◆A-1-1-1														
【事業名】	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画														
【事業費】	364,211 千円 (うち A-1-1:283,818、◆A-1-1-1 : 80,393)														
【事業期間】	平成28年12月～平成30年3月														
【事業目的・事業地区】	<p>(事業目的) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動が中断等している地区の道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うことにより、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。</p> <p>(事業地区) 村内一円</p>														
【事業結果】	<p>(撤去状況)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>A-1-1</th><th>◆A-1-1-1</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>撤去延長 (km)</td><td>67.3km</td><td>17.3km</td><td>84.6km</td></tr><tr><td>撤去土量 (m³)</td><td>1,619 m³</td><td>670 m³</td><td>2,289 m³</td></tr></tbody></table>				A-1-1	◆A-1-1-1	計	撤去延長 (km)	67.3km	17.3km	84.6km	撤去土量 (m ³)	1,619 m ³	670 m ³	2,289 m ³
	A-1-1	◆A-1-1-1	計												
撤去延長 (km)	67.3km	17.3km	84.6km												
撤去土量 (m ³)	1,619 m ³	670 m ³	2,289 m ³												
	<p>(維持管理活動の再開状況) 堆積物を撤去後、通常の維持管理活動が可能となった旨を各行政区に周知し、原発事故後中断していた住民等による維持管理活動が再開された。(詳細は別紙3を参照)</p>														
【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価】	<p>(道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の有用性、経済性) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、従前行われていた住民等による道路等側溝の清掃活動が、側溝堆積物に放射性物質を含んでいること等を理由に中断されていたが、本計画の実施によって当該堆積物が撤去・処理され、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開した。このように、本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故前の通常の状態に戻ることができたことから、本計画は有用であったと考える。 また、事業の実施について、事業費の設計・積算に当たっては福島県土木工事積算基準等により執行し、西郷村財務規則等に基づき入札を実施するなど、適正なコストであり、本計画の実施における事業費は、妥当であると考えられる。</p> <p>(評価) 本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に中断していた、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開したことから、目的を十分達成したものと評価できる。</p>														
【評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組】	<p>○ 事業担当部局以外も含め、本事業計画の評価を合議制により実施した。 ○ 事業は放射能対策課が、評価は企画財政課が実施し、事業部局と評価部局を分けて</p>														

本計画の評価を行った。

- 西郷村の行政評価の指針に基づく事業評価を行うとともに、評価内容を議会へ報告する。
- 事業評価に関する外部評価委員会に諮ることで、広く住民の意見を聴取し、評価に関する透明性、客観性、公正性を図った。

【事業担当部局】 放射能対策課 電話番号 0248-33-5011

事業地区



(別紙3)

維持管理活動の再開

(1) 西郷村内全域

(再開日：平成30年7月1日)



※ 西郷村事業対象路線及び福島県事業対象路線を実施した路線については、側溝堆積物を除去し、維持管理活動が再開できる環境を整備した旨を周知（下記参照）し、維持管理活動を再開した。

(2) 維持管理再開活動周知状況

西郷村内行政区長会議

(開催日：平成30年4月10日)

